

## 韓国知的財産ニュース 2012 年 11 月前期

(No. 234)

発行年月日：2012 年 11 月 20 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★★目次★★★★

※このニュースは、11 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はございません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 商標分野 G5、国際商標秩序を主導 (11. 2)
- 2-2 先進 5 ヶ国特許庁、審査基準の統一化に向けた一歩 (11. 2)
- 2-3 「原本証明制度」の恩恵は大手企業に集中 (11. 4)
- 2-4 2012 年の第 3・4 四半期における知的財産権の動向 (11. 5)
- 2-5 先進国並みの特許無効化率へ (11. 5)
- 2-6 国有特許の活用が大幅に増加 (11. 6)
- 2-7 知的財産権の紛争解決の地平を切り開く (11. 7)
- 2-8 国会における知財討論会、「弁理士の特許訴訟参加で裁判の専門家を図るべき」 (11. 7)
- 2-9 特許紛争の予防に向けた日中韓 3 カ国の協力が実現 (11. 8)
- 2-10 中国における知的財産戦略の練り直し (11. 9)
- 2-11 日中の民間 IP サービス事業で協力を強化 (11. 9)
- 2-12 電子振興会の特許支援センターが「中小企業の特許紛争の火消し役」 (11. 10)
- 2-13 韓国特許庁、ソフトウェア国際認定「CMMI レベル 4」を獲得 (11. 10)
- 2-14 特許・商標の国際出願に必要な情報を教えちゃいます！ (11. 13)
- 2-15 ベトナム公務員、韓国特許庁の勉強ブーム (11. 13)
- 2-16 欧州における特許紛争の対応戦略を把握 (11. 14)
- 2-17 特許ネット、顧客とコミュニケーション (11. 14)
- 2-18 韓国の大学・公的研究機関、有望な特許技術で海外進出 (11. 15)

- 2-19 地財権紛争時代の守護者、弁理士 235 人が最終合格 (11. 15)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 LG、オスラムとの LED 特許訴訟で和解案に合意 (11. 2)
- 3-2 イギリス裁判所、「アップル、ちゃんと謝れ」理由は？ (11. 2)
- 3-3 50 億ウォン規模の模倣品製造業者が摘発 (11. 5)
- 3-4 和解ムード高まる「発光ダイオード(LED)特許紛争」 (11. 6)
- 3-5 SKT、LTE・WiFi の特許プールでパテント・トロールに対抗 (11. 11)
- 3-6 悲壮なサムスン、「これ以上アップルとは…」 (11. 15)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 デジタルテレビ、デザインが競争力！ (11. 12)

その他一般

- 5-1 テレビを見ながらスマートフォンを手を持つ理由は？ (11. 1)
- 5-2 「IT 共同研究センター事業」開始から 7 年間、特許登録件数 203 件 (11. 15)
- 5-3 バッテリーを長持ちさせろ - スマートフォン向け電力増幅技術 (11. 15)

法律、制度関連

※今号は、ございません。

関係機関の動き

2-1 商標分野 G5、国際商標秩序を主導

韓国特許庁 (2012. 11. 2)

世界 5 大商標大国の協議体である TM5(Trademark Five)の次回の年次総会が韓国で開かれる。韓国特許庁は、10 月 30 日～31 日にスペインのバルセロナで開催された 5 大商標大国の協議体である TM5 の年次総会に参加し、来年度の年次総会の韓国開催を確定した。

韓国特許庁は、今年から TM5 に正式加盟し、来年度の年次総会を誘致したことで、「韓国が国際商標制度の議論において主導的な役割を果たせることができた。」と発表した。TM5 加盟国には韓国企業が最も多く商標を出願している国であり、TM5 総会の活

動は、企業の海外での商標競争力を大きく向上させるものと評価されている。

来年度の TM5 総会の誘致で、類似商標や模倣商標による被害を防止できると期待されている。それは、5 カ国は現在、悪質な商標出願問題について認識を共有し、その対処を講じているためだ。韓国企業が中国や東南アジアなどにおいて模倣商標問題で頭を抱えている今、今年の下半期から中国が TM5 に加入したことで、韓国企業が実際に感じる恩恵はさらに大きくなるとみられる。TM5 の発足後からは二国間だけでなく、5 カ国特許庁が取り組む多国間のレベルでも模倣商標問題の解決案が模索されているため、より効果的かつ実践的な措置が検討されると見込まれている。

さらに、5 カ国の登録商標の情報が統合管理されることで、韓国企業が海外に進出する際、その市場の登録商標の情報を事前に入手できるようになり、より簡単で効率的に商用戦略を立てられる。商標戦略を立てるためには、登録商標の検索が不可欠だが、TM5 協力事業の一つとして 5 カ国の登録商標を簡単に検索できるウェブサイトが開発されるためだ。ウェブサイトの開発は、中国に多くの商標を出願している韓国企業にとって有効なものになると期待されている。これまで、中国に商標を出願する韓国企業は、中国の登録商標の情報にアプローチできず、商標戦略の確立に難航していた。

また、韓国特許庁は、韓国企業に友好的な国際商標秩序が構築できるよう、新しい TM5 協力事業を準備中だ。5 カ国商標審査官の間で共同審査を行い、その結果を共有して 5 カ国の相違する審査慣行の調整を図る「共同審査プロジェクト」だが、現在、欧州商標デザイン庁(OHIM)とモデル事業を進めている。

キム・ホウォン庁長は、「今回の TM5 誘致をきっかけに、韓国が国際商標制度の議論をリードできる基盤が整った。」と評価し、「来年の会議で韓国企業に実質的な支援になり得る協力が 5 カ国庁長間で合意できるよう、協力課題の解決に向けて積極的に取り組む計画だ。また、この会議は、5 カ国特許商標庁の代表のみならず、ユーザー・グループの代表、弁理士、弁護士などの専門家が参加する会議であるだけに、順調な開催に向けて徹底的に準備していきたい。」と述べた。

## 2-2 先進 5 カ国特許庁、審査基準統一に向けた第一歩

韓国特許庁(2012. 11. 2)

日本・米国・欧州・中国・韓国の 5 大特許大国の審査官が特許審査業務の連携に向けた実質的な協力強化に乗り出した。

韓国特許庁は、10 月 22 日から 26 日まで中国の北京で開かれた IP5 審査官ワークショップに機械・化学・電気電子・情報通信分野の審査官が参加したと発表した。

先進 5 カ国の特許庁は、2008 年 10 月「済州 IP5 会議」で、審査協力について 10 大の基盤課題の推進に合意しており、現在、特許の分類(WG1)、特許行政の情報化(WG2)、特許審査政策(WG3)、特許統計(WGstat)の 4 つの実務グループに分けて協力課題を議論している。

IP5 大国に出願された特許の割合が世界全体の 75%を超えている中、特許が重複出願されて審査処理が遅れてしまう問題を解決するため、5 カ国間ベースの審査協力が求められていた。

審査官ワークショップは、特許審査の協力を目的に合意された 10 大の基盤課題のなかでも、特に審査結果における相互信頼が構築できるよう、韓国特許庁の主導で推進している協力課題である。

審査の意見についての討論とともに、毎回テーマを定めて話し合いが行われている。第 1 回の韓国(大田)開催を皮切りに第 2 回欧州(ミュンヘン)、第 3 回米国(ワシントン)までは、各国の検索及び審査の試演など、審査環境を紹介することに重点が置かれてきた。

しかし、第 4 回の中国(北京)審査官ワークショップでは、インターネットで公開される情報の取り扱いなど、各国の特許性審査基準を詳細に比較し、特許審査の基準と審査実務の調和を本格的に議論したという点で非常に意義深いといえる。

IP5 特許庁を代表する同技術分野の審査官が同一な出願に対し、特許性の判断手続きと基準に沿って意見を交換することで、特許庁間で審査結果の相互信頼を確認し、審査結果の予測性を高める実質的な協力に乗り出したのだ。

韓国特許庁電気電子審査局のキム・ヨンホ局長は、「今回の審査官ワークショップをきっかけに、IP5 国間の特許性審査基準を統一させ、積極的な特許審査の国際協調を図り、韓国に特許登録されれば他国にも登録可能にして 1 つの特許が世界で通じる環境が構築できるよう取り組んでいきたい。」と述べた。

## 2-3 「原本証明制度」の恩恵は大手企業に集中

デジタルタイムズ(2012. 11. 04)

韓国特許庁が 2010 年か実施している「原本証明制度」が大手企業を中心に運営されていることが明らかになり、大手企業が保有する技術の保護サービスだという批判が提起された。

原本証明制度とは、営業秘密が盛り込まれた電子文書の暗号値を指定機関に登録すると、その登録時点から営業秘密の保持を証明できる制度として、技術流出の被害に遭った際の救済策とされている。

国会知識経済委員会所属のチョン・ウテク(セヌリ党)議員が 2 日に提示した資料によると、2010 年から今年の 8 月までの原本証明制度の利用件数は、1 万 2282 件であった。

そのうち 1 万 1776 件(95.9%)は、大手企業による利用であり、中小企業は 199 件(1.6%)にすぎなかった。一方、原本証明制度に加入した 572 社のうち、大手企業は僅か 8 社(1.4%)で、中小企業は 100 社(17.5%)、個人は 464 人(81.1%)だ。

原本証明制度に加入した中小企業の割合が低い理由は、広報不足だと分析されている。

韓国特許庁が今年 6 月、原本証明制度の認知度について調査した結果、この制度を「知

っている」と答えた企業は 29.2%、「知らない」と答えた企業は 70.8%にのぼっていた。

技術流出の被害対象の大半が中小企業であるだけに、中小企業の利用向上を図るための広報強化など積極的な取り組みが求められているが、広報予算はむしろ削減された。

韓国特許庁の営業秘密保護への予算は 2011 年 2 億 3000 万ウォン、2012 年 12 億 9100 万ウォンであったが、韓国統計庁が求めた来年度の営業秘密保護予算は今年の 7 割水準である 8 億 9900 万ウォンだ。

チョン議員は、「産業機密の流出による 1 件当たりの平均被害額は、2008 年 9 億 1000 万ウォンから 2011 年には 12 億 9100 万ウォンと 73.6%も増加した。制度の認知度が非常に低いという現状を踏まえて、広報強化に向けた予算の増額を考えるべきだ。」と指摘した。

<イ・ホスン記者>

## 2-4 2012 年の第 3・4 四半期における知的財産権の動向

韓国特許庁(2012. 11. 5)

### □総括

・2012 年の第 3・4 四半期における知的財産権の出願件数は 97,552 件であり、前年同期比 7.2%増加した。登録件数は 56,667 件で、前年同期比 4.1%増加した。

### □出願の動向

・権利別では、前年同期に比べて特許は 8.3%増加した 46,703 件、商標は 4.1%増の 32,710 件、デザインは 10.2%増の 15,010 件が出願された。

・内・外国人別では、内国人と外国人がそれぞれ 7.6%、4.8%増の 82,272 件、15,260 件となり、内国人の出願増加率が高くなっている。

・国内の地域別においては蔚山が前年 978 件から 48.9%が増加した 1,456 件と、最大増加率を示した。その次は、済州が 34.6%増で 459 件となった。また、国内で知財権活動が最も活発に行なわれているソウルと京畿地域も前年比それぞれ 5.4%、7.0%増加した 31,755 件と 22,059 件となり、全体の 65%を占めている。

・国別ではベルギーが前年同期比 25.4%増加した 89 件、イタリアが 16.6%増加した 176 件となり、主要な出願国であることが示された。また、外国人出願の 77%を占める日本、米国、ドイツ、フランスも前年同期に比べ増加基調となった。

・出願人別では、中小企業と中堅企業がそれぞれ 14.0%、31.4%増加した 24,928 件と 6,491 件となった。また、公共機関は、前年同期比 49.1%増の 164 件となり、最も高い増加率を示した。一方、大手企業は、前年同期比 0.1%減少した 13,322 件となった。

・権利別では、最も高い増加率となった出願人は、特許・実用新案の場合、現代重工業が 121.3%、商標ではヘテ製菓が前年同期の 8 件から 729 件に増加した。デザインでは LG 生活健康が 114.6%の増で最高増加率を示した。

### □登録動向



。権利別の登録現状を分析すると、特許が 25,394 件で 7.2%、実用新案が 1,5000 件で 0.8%、商標は 18,553 件で 0.3%、デザインは 11,220 件で 4.5%と、全体的に増加した。

。内・外国人別では、内国人が 2.4%増加した 45,205 件、外国人が 11.5%増加した 11,462 件で外国人の増加率が高くなっていることが分かった。

。国内の地域別では、仁川と江原道がそれぞれ 2,265 件と 703 件を登録して増加率は 30.2%、25.5%と最も高い増加率となった。忠清南道と蔚山の増加率がその後を次いだ。しかし、ソウル及び京畿地域は、前年と同じ水準でそれぞれの増減率が -1.4%、1.6%となった。

。国外の地域別では、シンガポールが 62 件と最も高い増加率の 106.7%を記録し、最高増加率 1 位地域となった。件数ベースの最大登録国は日本で 3,741 件となり、今四半期において 1 位となり、米国、ドイツ、フランスが後を次いだ。

。権利者別では、学校法人が 78 件で 105.3%、中小企業が 15,130 件で 11.4%増加した。しかし、大手企業と中堅企業は、それぞれ 7,980 件、3,783 件で増減率は 3.5%、3.9%減少した。

。主要な権利者は、特許・実用新案の場合、現代製鉄が前年同期比 358.2%増加した 802 件、商標ではウンジンコウエイが 560 件登録し今四半期の登録 2 位及び増加率 1 位となった。デザインではウイルフェンスが前年同期比 100%増加した 181 件となり、主要な登録権利者となった。

#### □ 審査及び審判の動向

。審査請求件数は、39,275 件と前年同期比 5.7%増加したが、これは、特許の審査請求件数は 36,746 件に 6.2%増加したものの、実用新案が 2,529 件で前年同期比 1.0%減少したためだと分析されている。

。PCT 国際調査の申請件数は、6,961 件と前年同期比 7.4%増加し、国際調査の処理件数も 6,862 件と 10.4%増加した。

。審判部門では、請求件数は 3090 件と前年同期比 18.4%減少し、処理件数は 3,585 件と前年同期比 8.8%減少した。

。権利別の請求件数は、特許・実用新案が 2,099 件で 20.5%、デザインは 121 件で 12.9%、商標は 870 件で 13.4%減少し、全体的に減少した。

## 2-5 先進国並みの特許無効化率へ

電子新聞(2012.11.5)

「特許の無効化率を先進国の水準まで大幅に引き下げる」という計画が出された。特許権者の権利保護を強化するのがその目的だ。知的財産(IP)のイメージを改善する大きなチャンスになると期待されている。韓国の場合、資産が特許で構成されているベンチャー企業の中には、大手企業や競合会社の一方的な特許無効化訴訟により大きな被害を受

けるケースが頻発しているためだ。

韓国特許審判院のイ・ジェフン院長は、2日、電子新聞と韓国知識財産サービス協会が開催した「IP リーダーズフォーラム」で、「最近の特許審判の動きと課題」をテーマに講演を行い、「特許無効化率 6割とは非常に好ましくない数値だ。その対応策を講じている」と述べた。

韓国の特許無効化率は、特許審判院の審決基準では2009年70.4%だ。2010年と昨年はそれぞれ64.9%、62.8%だ。10件のうち6件以上が無効とされている。これに加えて、特許審判院の決定について取消し訴訟を提起した後、特許裁判所で下された判決まで合わせると無効化率は昨年ベースで66.3%にのぼる。

韓国特許審判院は、特許の無効化率を引き下げる解決策として、ここ数年で無効化率が大幅低下した日本に注目している。2008年66.4%だった日本の特許無効化率は、2009年1月から井村部長裁判官が相次いで特許権者に軍配を挙げたことにより、その割合が大幅改善されている。2009年50%、2010年44.2%、昨年は39.4%に低下した。米国は、韓国と制度が異なるため直接比較することはできないが、無効確認訴訟を基準に分析すると、「全ての請求項の無効」は47%だ。

特許の無効化率を低下するための取り組みは、韓国特許庁と特許裁判所が共同で行わなければならない。特許訴訟が特許審判院の「有効」審決(特許審判院の決定)後、特許裁判所で改めて訴訟を提起する事例が頻発しているためだ。韓国特許庁は、今月末、特許裁判所と共同で井村裁判官(現・知的財産高等裁判所の裁判長)を招き、特許の無効化率が低下した背景などを訪ねる計画だ。韓国特許庁審判政策課のムン・ソンプ技術書記官は、「日本では、井村裁判官が登場してから特許権者の権利を認めるべきだという雰囲気形成され、無効化率が大幅低下した。日本の例のように、韓国でも数件の判決によりイメージが改善できるのではないか。」とその趣旨を説明した。

〈キム・ジュンベ記者、クォン・ドンジュン記者〉

〈表〉韓国特許審判院の特許無効率の現状(単位：%)

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
韓国	64.2	67.3	70.4	64.9	62.8
日本	63.4	66.4	50.0	44.2	39.4

## 2-6 国有特許の利用が大幅に増加

韓国特許庁(2012. 11. 6)

国有特許の利用件数が大幅に増加している。国有特許とは、公務員が職務の遂行過程で開発した発明を国が承継し、国の名前で登録している産業財産権(特許、実用新案、デザイン)のことを意味し、韓国特許庁が技術移転及び補償などの業務を担当している。

韓国特許庁の統計資料によると、今年9月末まで登録された2,939件の国有特許の

うち、543 件が民間の企業に技術移転された。これは、昨年全体の技術移転件数の 477 件を上回る数値であり、年末まで 600 件以上の契約が締結されると予想されている。

このように国有特許の利用件数が毎年増加し、ここ 5 年間、平均 17%の増加率を示しており、関連製品の売上高の規模も 2011 年に 500 億ウォンを超えたと把握されている。

近年に続いている景気の長期低迷にもかかわらず、国有特許を利用して売上高が伸びた企業も増えている。

家畜用のワクチンを製造する A 研究所の場合、農林水産検疫検査本部が開発した国有特許 5 件を利用して 2011 年の 1 年間、12 億ウォン以上の売り上げを計上した。家畜用の診断キット製造会社 B 社も、3 件の国有特許技術を利用して 10 億規模の売上高を達成した。

また、農村振興庁が開発した「固まらないお餅」の製造技術も国内だけで現在まで 150 万件以上の技術移転が行なわれたほか、米国でも 2 千万ウォン規模の技術移転契約が締結され、国有特許の海外利用の可能性を高めている。

韓国特許庁は、国有特許の利用をさらに拡大するため、農業技術分野における技術移転及び広報についての業務を、昨年 12 月から民間の専門技術取引機関である「農業技術実用化財団」に委託しており、現在まで、前年同期比 120%以上の技術移転の成果をあげている。今後、他の技術分野の国有特許にまで委託を拡大していく計画だ。

国有特許の技術移転は、通常実施を原則としており、韓国特許庁(または、農業技術実用化財団)との随意契約を通じて一定の使用料を支払えば利用可能だ。

また、国有特許として登録されてから 3 年間、技術移転の実績がないか、農家・漁家の所得増大のために使用する場合には、無償で利用できる。

国有特許の詳細な内容は、韓国特許庁のホームページ及び「インターネット特許技術マーケット(IP-Mart)」を通じて確認可能であり、技術移転についての相談は、韓国特許庁産業財産振興課(042 - 481-5172)が問い合わせを行っている。

## 2-7 知的財産権の紛争解決の地平を切り開く

韓国特許庁(2012. 11. 7)

サムソン電子とアップルのスマートフォン関連の特許紛争が世界から注目されているなか、韓国特許庁が知的財産権の紛争解決に乗り出した。

韓国特許庁は、7 日、韓国政府庁舎において知財権審判・訴訟制度の先進化に向けた「知財権審判研究会」の創立総会を行うと発表した。この研究会は、主要国の知財権に関する審判・訴訟制度及び判例の研究を通じて、公正な紛争解決に向けた知財権制度の発展策を模索する。

創立総会では、特許審判院のイ・ジェフン院長の祝辞に続き、特許権者の保護を強化するため、「特許侵害訴訟における損害賠償の算定基準」などを中心に外部の有識者(パ



ク・ソンス弁護士)のテーマ発表と討論が予定されている。

研究会の初代会長には、キム・テマン企画審判長が担がれ、審判官、審査官をはじめとする特許裁判所の審理官、検察庁の諮問官、弁理士、弁護士、大学教授などの多様な分野の有識者が参加し、四半期に定期会議を開く予定だ。知財権の審判・審査分野に関心のある産官学の関係者は誰でも研究会に加入できる。

特許審判院のイ・ジェフン院長は、「最近、知財権をめぐる紛争が激しさを増している。こうした状況のなか、この研究会を通じて知財権審判の品質向上に貢献できると考えており、これからも特許審判院は、知財権紛争の解決に向けて積極的に取り組んでいきたい。」と期待を示した。

## 2-8 国会における知財討論会、「弁理士の特許訴訟参加で裁判の専門化を図るべき」

電子新聞(2012. 11. 7)

弁理士が特許侵害の訴訟に共同代理人として参加し、紛争解決を専門的な面から支援すべきだという意見が提起された。裁判の迅速な進行と結果の充実を図るため、弁理士の陳述権を確保すべきだという内容だ。全北大学法科大学院のチョン・ヨンファ教授は、7日、国会の議員会館で開かれた「知識財産権の紛争解決制度の改善策に関する討論会」において「特許侵害の訴訟において弁護士とともに訴訟代理を行う共同訴訟代理権を弁理士に与えるべきだ。」と主張した。現在、韓国では、特許侵害の訴訟に弁理士の訴訟代理人の資格を与えていない。

チョン教授は、「特許侵害の訴訟とは、先端技術の情報が把握できていないと事案を正確に判断することが難しい専門的な分野だ。技術変化への適応力を兼ね備えた専門家の弁理士が直接裁判所で陳述することは、裁判の迅速化と充実化に役立つ。」と述べた。

韓国では、日本と類似の知的財産(IP)権の訴訟システムが構築されている。日本は、2002年から弁理士も特許・実用新案・意匠・商標などについての侵害訴訟に弁護士と共同で訴訟代理を行えるよう、法律を制定した。チョン教授は、「韓国も日本のように、共同訴訟代理権を立法する必要がある。」と述べた。

チョン教授は、各国の弁理士1人当たりの人口を比較し、「海外に比べて弁理士1人当たりの人口が多い。人口比の割合から分析しても、特許侵害訴訟の共同訴訟代理権を推進することが妥当だ。」と述べた。韓国の弁理士1人当たりの人口は1万7086人で、日本(1万6287人)や米国(8128人)に比べ多いといえる。チョン教授は、「訴訟代理権の立法過程で米国とイギリスなど西欧の特許弁護士制度を採択する前までは、弁護士の弁理士資格自動登録制度を廃止すべきだ。」とも主張した。今年7月ベースの弁理士登録人口は6935人だ。このうち、弁護士が弁理士協会に登録して自動登録されたのは、4114人と全体の59.3%にのぼる。

イ・ウォンウク議員(民主統合党)室と韓国科学技術団体総連合会が主管した今回の討論会は、今年8月に憲法裁判所が弁理士の共同訴訟代理権を否認しながらも、事案の重

要性を踏まえ、立法改正が必要だという意見を示したことを受け、弁理士法の改正に向けた産官学の有識者の意見を聴取するために開かれた。討論会では、弁理士の共同訴訟代理権とともに、IP 権の紛争解決制度の問題として指摘されている「特許訴訟の管轄集中」問題についても議論が交わされた。

＜クオン・ドンジュン記者＞

## 2-9 特許紛争の予防に向けた日中韓 3 カ国の協力が実現

韓国特許庁(2012. 11. 8)

日中韓 3 カ国の特許庁長が域内の特許紛争の予防や対 ASEAN 知財権分野の協力拡大に向けた取り組みを強化することで合意した。

韓国特許庁のキム・ホウォン庁長は、11 月 7 日、中国の無錫で中国特許庁の田力普庁長、日本特許庁の深野弘行庁長とともに第 12 回日中韓特許庁長会談を開き、審判専門家会議の設立の推進、特許制度の統一化議論の加速化、特許審査の協調体制の強化などについて合意した。

特に、審判専門家会議の設立及び特許制度の統一化に関する合意は、3 カ国間の特許審査及び審判に関する制度と慣行の差による不要な特許紛争の防止に貢献すると期待されている。

また、次回の会議からは、3 カ国庁長会談に知財権ユーザー・グループを参加させ、域内の知財権ユーザーのニーズを 3 カ国協力事業に反映していくことにも合意した。

さらに、3 カ国は、知財権分野における ASEAN 国との協力の強化を図ることにした。

キム庁長は、「世界特許出願の約 5 割を処理している日中韓 3 カ国の特許庁の協力は、グローバル知的財産制度の発展を東アジアがリードできる大事な土台だ。」と評価し、特許当局間の国際協調を通じ、特許紛争の予防に一層取り組んでいきたいと述べた。

日中韓特許庁長会談の開催の前日である 11 月 6 日、無錫で開催された中韓商標庁長会談では、両国が商標審査及び審判分野における両国の制度の調和を図るために共同審査事業・審判官の協議体を構築することで合意した。

中国側の首席代表である国家工商行政管理総局の付双建副局長は、「知財権分野において韓国の発展経験は、他国が学ぶべき素晴らしいモデルになっている。」と評価し、相互理解の向上及び協力強化への意思を示した。

両庁は、こうした協力強化を実現するために、審査官・審判官の人的交流をさらに活性化するほか、商標制度の共同説明会を開催することにも合意した。

### ＜日中韓特許庁長の会談及び中韓商標庁長会談の主な合意事項＞

区分	合意事項	意味
日中韓	審判専門家会議の	各国の審判制度を 3 カ国特許庁が共同で研究

特許庁長 会談 (11.7)	構築を推進	し、制度の差による不評な特許紛争の発生を予防
	審査比較研究報告書を採択	3カ国の審査実務の差に関する報告書を採択することで、制度への理解を高める一方、審査実務の統一化に向けた基礎資料として利用
	ユーザー・グループの参加	3カ国の知財権ユーザーが3カ国の特許庁長とともに参加する連席会議を20133年から開催し、ユーザー配慮型国際知財権システムを構築
	3カ国共同のウェブサイトを一般に拡大公開	3カ国の協力事項をウェブサイトに公開することで、透明性と情報アプローチ性を向上
中韓 商標庁長 会談 (11.6)	審判官協議体を構築	両長官の審判官交流を通じて商標分野の紛争段階についての相互理解を向上
	共同審査	国際商標出願について両国が共同で審査することで両国の商標制度及び審査慣行の差を把握
	商標制度の説明会を共同で開催	韓国企業の最大出願国である中国に対し、中韓商標当局が開催する共同説明会を通じて現地の商標制度についての正確な情報を提供

## 2-10 中国に対する知的財産戦略の練り直しへ

韓国特許庁(2012. 11. 9)

中国に進出した韓国企業の知財権保護を支援し、中韓の特許紛争の発生可能性に備えるため、「中国地域における知的財産戦略会議」が11月8日(木曜日)、中国の上海で開催された。

KOTRA、韓国知識財産保護協会、中国現地のIP-DESK\*の代表、中国の駐在特許官(北京・上海)など、中国内の知財権保護及び中韓の特許紛争に係る機関が中国で初めて会した場で、参加者は、中国における韓国企業の知財権競争力の向上策を議論した。

\* IP-DESK：韓国特許庁がKOTRA及び韓国知識財産保護協会と連携し、韓国企業の知財権相談及び支援の窓口として米国、中国、タイ、ベトナムなどの8都市に設置した機関であり、中国には、北京・上海・広州・青島・瀋陽の5か所に設置

韓国特許庁のキム・ホウォン庁長は、会議を主宰し、「中国の産業財産権の出願件数が2011年280万件\*を突破し、もはや世界第1位の出願大国として位置付けられている。

韓国企業の対中国知的財産戦略における考え方の転換が必要ではないか。」と力説した。

\* 特許 52 万件、実用 58 万件、デザイン 51 万件、商標 120 万件

すなわち、知財権の侵害防止に重きを置いてきた従来の方式から脱し、中国における特許紛争の対応力の強化など、より多角的な観点から知的財産戦略をワンランク高める必要があるということを強調したのだ。

韓国特許庁は、中国内の IP-DESK が韓国企業の現地での知的財産戦略を確立するうえでパートナーになれるよう、KOTRA をはじめ、韓国知識財産保護協会、中国内の韓国公共機関などとの協力体制を強化していく方針だ。

キム庁長は、「中国知識財産現地戦略会議」と連携して開催された「上海進出企業による懇談会」に参加し、現地に進出した企業から知財権関連の問題・要求事項を聴取した。

韓国特許庁は、「戦略会議」と「企業懇談会」に提示された意見を中国の知財権当局との知財権分野協力事業と海外進出企業への支援事業に反映していく方針だ。

## 2-1-1 日韓の民間 IP サービス事業で協力を強化

電子新聞(2012. 11. 9)

韓国と日本における知的財産(IP)サービスの協力強化を図るため、優秀なサービス事例を掘り起こし、情報を共有する場が設けられた。韓国知識財産サービス協会は、「海外展示・視察団」を派遣し、優秀な IP サービスの広報とともに日韓の民間サービス事業の協力を約束したと 11 日に発表した。派遣団は、7 日、「2012 特許・情報フェア&コンファレンス」に参加し、IP サービス会社のソリューションなどを展示するほか、海外企業・関係機関との交流を推進した。

日本特許情報機構(JAPIO)との懇談会では、日本の特許情報の流通現状について議論を行なった。JAPIO の守屋文彦専務理事は、「JAPIO が運営している日本の特許情報サービス ‘IPDL’ について韓国ユーザーの意見を聴取し、反映していきたい。」と述べた。

9 日まで開かれた「2012 特許・情報フェア&コンファレンス」は、約 90 カ国から特許関連企業と機関が参加した。韓国からは、「マークプロ」、「Wiz ドメイン」、「ウィップス」、「韓国知識財産サービス協会」、「IP 翻訳コンソーシアム」所属の IP 翻訳専門企業などが参加した。マークプロのチャ・サンジン代表は、「日本市場の販路開拓に役立つと期待している。」とコメントした。

<クオン・ドンジュン記者>

## 2-1-2 電子振興会の特許支援センターが「中小企業の特許紛争の火消し役」

電子新聞(2012. 11. 10)

海外企業による特許侵害訴訟に有効に対処するための案が提起された。中小企業の特許紛争の解決に向けて特許協議体を構成し、対応するという方法だ。

電子情報通信産業振興会の特許支援センターは、紛争が起きたか、紛争が予想される特許をきめ細かく分析し、中小企業の紛争対応を支援する一方で、業界が共同の対応組織を構成し、特許攻撃を防ぐファイアウォールの構築に乗り出すと発表した。特許支援センターのイム・ホギセンター長は、「韓国電子メーカーの世界市場におけるシェア率が高まり、米国・日本などの外国企業やパテント・トロールが韓国企業を激しく攻撃している。こうした状況で、単独で対応しきれない中小企業 3 社以上を束ねて有効な防御システムを構築することが可能になった。」と述べた。

センターが支援する特許協議体は、海外企業や競合会社から特許攻撃を受けたか、特に紛争が懸念される品目を定めて構成する。これまで、「デジタルサイネージ」や「スマートパッド」など 120 の特許協議体が運営されている。

特許協議体に参加すれば、関心のある技術と市場の動向調査を通じて情報を交換できる。競合会社の特許の権利分析と侵害調査、権利の無効などについて全体的な分析を支援する。同センター長は、「中小企業が特許訴訟を提起されると、その対応方が分からず、困惑しまう場合が多い。特許無効審判の請求・回避方法の設計・ライセンス方策など、様々な対応戦略をセンターが確立して支援する。」と説明した。

センターでは、企業の訪問コンサルタントや紛争情報サービス、特許専門人材の教育と紛争対応マニュアルを作成し、協議体に提供する。特許専門家と連結するか、特許紛争対応の経験者が訴訟の対応を手助けする。加入した企業は、該当の特許と技術秘密を保障される。

韓国の電子・IT メーカーを対象にした協議体の事業は、中小企業 1 社以上を含めた同種企業として構成される。大手企業も協議体に参加して情報の交換や中小企業の特許紛争支援などが可能だ。協議体は、特許紛争がない時には年に 1 回、紛争が発生すれば随時で会議を行う。紛争がない場合は、国内外の出願海外企業の特許動向情報を交換し、紛争が発生すれば、問題になる特許について対応戦略を練り上げる。同センター長は、「短期的には特許紛争を防ぎ、紛争経験を蓄積して対応力を高める。一方、長期的には、研究開発(R&D)の無駄な支出を削減し、グローバル知的財産権と連携して R&D 方向を設定する。」と述べた。

<クォン・ドンジュン記者>

## 2-13 韓国特許庁、ソフトウェア国際認証「CMMI レベル 4」を獲得

韓国特許庁(2012. 11. 10)

韓国特許庁は、特許行政総合情報システムである「特許ネットシステム」が CMMI レベル 4 認証を獲得したと発表した。

CMMI(Capability Maturity Model Integration、能力成熟度モデル統合)は、米国の



国防省の依頼でカーネギーメロン大学のソフトウェア工学研究所(SEI)が開発したソフトウェア品質及びプロセスの成熟度を評価する世界的に権威のある国際標準認証モデルだ。

韓国特許庁は、従来の特許ネットを全面的に見直した「第3世代特許ネットシステム」を今年の1月25日からオープンして以来、新たなシステムに最適化された運営プロセスの構築に力を入れた結果、CMMI認証を受けるという成果を上げた。

CMMIレベル4の獲得は、ソフトウェアについて正量的なプロセスの管理システムが完璧に整ったことを意味する。CMMI成熟度レベルは5段階に構成されており、レベル5が最も高い段階だ。

今回に韓国特許庁が獲得したCMMIは、この3年間、韓国で認定を受けたケースがレベル4は10件、レベル5は5件に過ぎないほど、審査が一層厳しくなったSCAMPI(Standard CMMI Appraisal Method for Process Improvement)方式を適用して認証を受けた。

韓国特許庁は、第3世代特許ネット運営プロセスの構築を目標に、3月にCMMI認証タスク・フォースを立ち上げ、4月にCMMI認証要件の分析、5月に運営プロセスの整備、7月に事前審査、9月に認証審査を進め、今月2日に認証獲得の結果をSEIから最終通報を受けた。

韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「特許ネットシステムのCMMIレベル4認証は、特許行政情報システムの品質の優秀さ、安定的な運営サービス提供への取り組みが国際的に認められた快挙だ。」と述べ、「CMMI基盤のIT業務プロセスをさらに強化して2013年には、CMMI最高レベルであるレベル5の獲得を推進する計画だ。」と述べた。

## 2-14 特許・商標の国際出願に必要な情報を教えちゃいます！

韓国特許庁(2012.11.13)

韓国特許庁は、世界知的所有権機関(WIPO: World Intellectual Property Organization)と共同で海外進出を希望する企業を対象に国際出願の情報を提供する「2012年下半年の国際出願説明会」を開催する。

今回の説明会は、11月13日から11月27日までソウルや釜山などの全国主要都市において6日間行なわれる。

説明会は、国際商標出願の場合、△マドリッド国際出願制度、△方式審査の事例と国際特許出願のケース、△PCT国際出願制度の概要、△国別におけるPCT国内段階への進入時の留意事項、△2013年に変わる制度の内容、△PCT方式審査の事例などを中心に説明が行なわれる。

特に、今回の説明会では、WIPOマドリッド振興局長とPCT国際出願専門の弁理士及び韓国特許庁の担当者が直接説明を行い、△海外市場に関心のある韓国の輸出専門企

業が海外の知的財産獲得における戦略を確立できるように支援するほか、△国際出願の書類を提出する過程で実務者が直面している困難を解消できるよう、関連手続きや情報などを提供する予定だ。

韓国特許庁国際出願課のチョン・ヨンイク課長は、「今回の説明会を通じて海外進出を望んでいる企業が国際出願制度についての理解を高め、簡単に国際出願を行えるようにし、海外での権利確保に役立ちたい。」と述べた。

## 2-15 ベトナム公務員、韓国特許庁の勉強ブーム

韓国特許庁(2012.11.13)

韓国特許庁は、2012年11月13日から11月16日までの4日間、ベトナム特許庁の商標審査官15人を対象に韓国の知的財産権政策や商標審査ノウハウなどを紹介するオーダーメイド型教育を実施するという。

ベトナムは、2006年WTO加入後、韓国企業の進出が活発化し、知的財産権の保護とともに知的財産分野の協力への必要性が高まっている国とされる。

韓国特許庁は、世界各国との知的財産分野での協力を支援できる人的ネットワークを構築し、成熟した世界国家として国際社会における韓国の地位を高めるほか、その役割を増やしていくために、毎年途上国の公務員を対象に韓国の経験を紹介する国際知的財産教育を行ってきた。

ベトナム商標審査官を対象にした今回の教育は、こうした国際知的財産教育の一環として6月21日に行なわれた韓・ベトナム特許庁長の会談の場で、ベトナム特許庁長の要請により進められたものだ。

今回の研修では、韓国特許庁の審査、審判と特許行政システムを体験して学び、特に商標審査と関連した様々なテーマについても教育を受ける予定だ。

一方、韓国特許庁は、今回の「ベトナム商標審査官の研修過程」に続き、今年12月中旬には、ベトナムのデザイン審査官を対象に教育を行う予定だ。

国際知識財産研修院のパク・ゴンス院長は、「韓国の発展経験がベトナムの知的財産行政の発展に貢献できるよう積極的に支援し、この支援を基盤として参加者との緊密な人的ネットワークを構築し、協力関係を維持していきたい。」と述べた。

## 2-16 欧州特許紛争の対応戦略を把握

韓国特許庁(2012.11.14)

サムソン電子とアップルが欧州や米国など、世界を舞台に特許合戦を繰り広げているなか、欧州の知的財産制度及び特許紛争の対応戦略を把握できる専門的なカンファレンスが開催される。

韓国特許庁と韓国知識財産協会(KINPA、会長はサムソン電子のアン・スンホ副社長)は、11月14日ソウルで「欧州特許紛争の対応及び事例」などをテーマに「KINPA知

的財産専門カンファレンス」を開催すると発表した。

特に、今回のカンファレンスでは、国家知識財産委員会のユン・ジョンヨン委員長が参加する予定であり、ドイツの知的財産保護協会の理事(前ドイツ弁理士会長)のオイゲン・ポップ博士(Dr. Eugen Popp)が「EU 統合特許裁判所及び単一特許制度の改正」というテーマで基調演説を行う計画であり、欧州の主な特許制度の最新動向を把握できる場になるとみられている。

カンファレンスのテーマ発表はその他にも、▲米国の訴訟と比べた欧州訴訟の相違点及び対応策(特許法人アジュヤンホンのイ・チャンフン弁理士)、▲欧州特許の訴訟戦略(Remmertz SON Rechtsanwalte 法律事務所のアレキサンダー・ソン弁護士)、▲欧州における特許紛争の対応及び事例(ヒューマックスのイ・チュング部長)、▲21世紀イギリスから吹いてくる新しいデザインの風(ドンミョン大学イ・サンヨン教授)、▲マドリッド制度を中心とした欧州の商標登録制度(WIPO のキム・ジョンアン局長)、▲韓国の知的財産出願人のための OHIM の新しい検索サービス(OHIM's new global tools at the service of Korean IP filers, OHIM Sabina Rusconi(韓国担当官))などが予定され、欧州の特許訴訟制度と紛争対応策だけでなく、商標・デザイン制度に関するテーマも取り扱われる。

また、テーマ発表に続き、「サムソン-アップルの特許合戦の現状及び展望」について有識者によるパネルディスカッションが予定されており、韓国の輸出企業がグローバル特許紛争の流れを把握する良い機会になると期待されている。

韓国特許庁産業財産政策局のイ・ヨンデ局長は、「欧州など、海外での特許紛争の動向と知的財産制度の変化を見極めて対応戦略を模索し、海外の特許紛争対応力を高められるきっかけになることを期待している。」と述べた。

一方、同日の KINPA カンファレンスでは、今年のベスト特許エンジニア賞の受賞者を発表・授与式を行う予定だ。

## 2-17 特許ネット、顧客とコミュニケーション

韓国特許庁(2012. 11. 14)

韓国特許庁は、11月13日、午前11時ソウル事務所にて「第3世代特許ネット顧客諮問団」に委嘱された各界の有識者など約30人が参加した中、「第3世代特許ネット顧客諮問団」の発起式を行なった。

同日の発起式では、「第3世代特許ネット顧客諮問団」に委嘱された16人に委嘱状を授与したほか、運営計画の説明、特許ロ\*見直しについての意見聴取の運びとなった。

「第3世代特許ネット顧客諮問団」は、特許ロ\*を多く使用している特許法律事務所の職員、地域知識財産センターの特許専門コンサルタントなど、現場中心の労力で構成され、2012年11月13日から2013年6月30日までに特許ネットの対民改善課題全般における提案や検討など、シンクタンクとして活動する。

\*特許口：特許出願、証明書類の発給、手数料の納付など、特許に関する対民サービス全般を処理する特許総合ポータルサイト

これまでは、韓国特許庁により要求事項の収集段階で顧客の意見を聴取する場合が一般的だったが、今回のようにシステム構築過程の全般にかけて持続的にコミュニケーションを図る目的で諮問団を発足させたのは初めてだ。

発起式の後に進められた懇談会で、顧客諮問団は、現場の経験を生かした様々な改善意見を提案し、関係者を緊張させた。

韓国特許庁は、顧客諮問団のオン・オフラインの活動内容を定期的にチェックするほか、提出された建設的な意見をシステムとして構築し、その結果を韓国特許庁と「第3世代特許ネット顧客諮問団」の協力成果としてまとめて発表、特許顧客と共有する予定だ。

## 2-18 韓国の大学・公的研究機関、有望な特許技術で海外進出

韓国特許庁(2012.11.15)

韓国特許庁と KOTRA は共同で、15日から16日までの2日間、ソウルで「大学・公的研究機関のグローバルリーダーのための知的財産(IP)成果拡大フォーラム2012」を開催する。

このフォーラムは、韓国特許庁の大学・公的研究機関の知的財産事業を一層活性化させる目的で行なわれる。これまで優秀な成果を出してきた大学など、公共部門の知的財産事業化の専門機関及び、貢献者個人に賞金を与えるほか、韓国中小企業の海外市場における知的財産の競争力を高めるため、KOTRA とともに「グローバル IP ビジネスプラットフォーム」を構築してグローバル知的財産企業の育成を支援する計画だ。

2012年大学・公的研究機関の IP 事業化優秀機関に選定された機関と貢献者に対して授与し、優秀事例を発表する。最高賞の「今年の IP 賞(大賞)」には全南大学、最優秀賞には亜洲大学、優秀賞には光州科学技術院が選定された。

韓国特許庁と KOTRA が共同で構築する「グローバル IP ビジネスプラットフォーム」とは、▲韓国特許庁は、海外市場で中小・中堅企業が求めている特許技術を、大学・公的研究機関が保有している特許技術の中からマッチさせ、▲KOTRA は、海外ネットワークを通じて海外進出した中小・中堅企業の「技術需要」を喚起して▲韓国特許庁と KOTRA を通じて発掘された「特許技術」を中小企業が直ちに製品化・常用化できるように事業化戦略などを連携支援する事業だ。

今回のフォーラムを機に、韓国特許庁と KOTRA は、韓国の中小・中堅企業が大学・公的研究機関の有望な特許技術の移転を受けて事業の多角化を模索し、今後、海外市場での競争力確保に積極的な協力を図る計画だ。

キム・ホウォン庁長は、「韓国の大学・公的研究機関は、優秀な R&D 人材とインフラを構築しているが、保有特許の 7 割以上が活用されていない状況だ。大学・公的研究機関の優秀な技術を韓国企業が有効に活用できるようにし、知的財産大国を実現するうえでエンジンに成り得るよう支援していきたい。」と述べた。

## 2-19 知財権戦争時代の守護者、弁理士 235 人が最終合格

韓国特許庁(2012. 11. 15)

韓国特許庁は、韓国産業人力公団の主宰で施行された 2012 年度第 49 回弁理士国家資格試験で 235 人が最終合格したと発表した。

弁理士の第 2 次試験では、1,154 人が試験を受け、4.9 対 1 の競争率となった。今年の場合点数は、59.5 点で昨年の 56.83 より 2.67 点上昇した。合格者のうち、修士・博士以上の割合が 17.9%と、昨年 21.7%より 3.8%P 下落したほか、女性の合格者数は、59 人で全体の 25.1%を占め、昨年(61 人、25.4%)より 0.4%P 下落した。

専攻別では、電気・電子分野が 105 人(44.7%)で最も多く、化学・生命工学分野は 66 人(28.1%)、機械・金属分野は 41 人(17.4%)だ。最近、サムソンや LG などの大手企業と法律事務所が弁理士人材の確保に総力を挙げたことでもたらされた電気・電子専攻弁理士の人手不足は解消されるとみられている。ただ、人文・社会分野の専攻者は、昨年に続き今年も僅か 1 人(2.2%)が合格し、今後、商標とデザイン分野で活躍する弁理士の不足が予測されている。

今回の試験では、75.5 点を取ったチョン・ジェ Chol(男性、71 年生まれ)氏が首位合格となり、最高齢の合格者はチョン・ビョンホン(男性、65 年生まれ)氏、最年少の合格者はペ・ジンヒョン(男性、92 年生まれ)氏となった。

合格者は、大韓弁理士会の主催で 12 月 18 日から実施される約 2 ヶ月間の集合教育を受けた後、弁理士事務所などで 10 ヶ月間実務研修を経て知的財産権分野の専門家として活用することになる。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 LG、オスラムとの LED 特許訴訟で和解案に合意

電子新聞(2012. 11. 2)

1 年以上も続いていた LG とオスラムの発光ダイオード(LED)をめぐる特許訴訟にピリオドが打たれた。

2 日、LG 電子と LG イノテックは、ドイツのオスラムとの LED 特許訴訟について和解案に合意がなされたと発表した。



両社は、先月 31 日に契約を締結し、韓国・米国・ドイツ・日本・中国での訴訟も打消すことに合意した。

また、相互の LED 特許についてのクロス・ライセンスを結んだ。特許の使用範囲などの詳細な内容は非公開にするという。

LG イノテック LED 事業部のリュ・シグァン副社長は、「特許訴訟が終了したことで、知的財産分野においてオスラムと友好的な協力関係を構築することができると期待している。」とコメントした。

オスラムのオプトセミコンダクターズの最高経営責任者(CEO)は、「契約について、LG 電子及び LG イノテックに感謝している」と伝えた。

両社の紛争は、オスラムがドイツと米国で訴訟を提起した昨年 6 月から始まった。LG 電子も反訴し、裁判沙汰を続けてきた。

オスラムは、同時期にサムソン電子を相手にも訴訟を提起したが、サムソンとは 8 月に和解した。

韓国の LED メーカー「ルメンス」もオスラムと契約を結んだ。ルメンスとオスラムは、訴訟無しに契約を結んだ。

サムソン、LG、ルメンスが相次いでオスラムと契約を結んだ理由は、グローバル市場で照明事業を強化していくためだと分析されている。

特許紛争が起きた場合、営業や海外進出に悪影響が及びかねないためだ。実際に、顧客会社から特許問題の解消を求められた企業があったという。

オスラムは、フィリップス社・GE 社とともに、世界 3 大照明メーカーの 1 つに数えられている。韓国企業がオスラムの特許を利用して海外市場の開拓にスピードを上げるかどうか注目が集まっている。

<ユン・ゴンイル記者>

### 3-2 イギリス裁判所、「アップル、ちゃんと謝れ」…理由は？

電子新聞(2012. 11. 2)

アップルがホームページや新聞に掲載したサムソン電子への謝罪文の見直しを余儀なくされた。イギリスの裁判所がアップルの謝罪文が間違っているとして再告知の命令を下したためだ。

2 週間も主要日刊紙に謝罪文を掲載しなかったアップルは、1 日、イギリスのフィナンシャル・タイムズ紙に公告を載せた。

ブルームバーグ通信によると、イギリス控訴裁判所はアップルに対し、24 時間以内にサムソン電子の「ギャラクシー Tab」がアップルのデザイン特許を侵害していないという判決内容の再告知を命令した。

ロビーン・ジェイコプス裁判官は、「アップルのこうした行動にどうコメントすればいいかわからない。命令に対する明白な違反行為だ」と述べた。

アップルは、先月 26 日、イギリスの自社ホームページに「サムソン・アップルの UK 判決」というリンクを張り、スマートパッドのデザイン侵害関連の内容を掲示した。

アップルは、サムソン電子がデザインを侵害していないとした裁判所の判決内容とともに、米国の陪審員評決とドイツの訴訟結果だけを言及しながらイギリスだけが例外的な結果だったと主張した。

アップルは、フィナンシャル・タイムズ紙の 11 月 1 日号においてイギリス裁判所からサムソン電子の「ギャラクシー Tab」がアップルの「アイパッド」のデザイン特許を侵害していないという判決を言い渡されたと告知した。また、7 月 9 日のイギリス原審判決と 10 月 18 日の控訴裁判所の判決内容を告知した。

<キム・インスン記者>

### 3-3 50 億ウォン規模の模倣品を製造した業者が摘発

韓国特許庁(2012. 11. 5)

「CHANEL」や「Dior」など有名ブランドの商標を模倣した「ニセモノ」のアクセサリー用貴金属約 1 万点以上（正品価格は 52 億ウォン）も製造し、南大門市場などの卸売業者に流通してきた業者が検挙された。

韓国特許庁の商標権特別司法警察隊は、警察隊を設立して初めて「CHANEL」や「Dior」などの海外有名ブランドのネックレス、イヤリングなどのアクセサリー用貴金属を鋳造して製造・流通してきたウォン氏(37 歳)を商標法違反の疑いで拘束したと 1 日に発表した。

商標権特別司法警察隊は、10 月 29 日、城南市の製造工場に保管していた有名ブランドのアクセサリー模倣品約 1 万点(製品価格 52 億ウォン)と鋳造用の鋳型約 140 個を押収したという。

捜査の結果、拘束されたウォン氏は、今年の 1 月から最近まで京畿道の城南市にある建物の地下に秘密工場を設けて海外の有名ブランドを模倣したアクセサリー用貴金属の約 38 万点を製造し、ソウルの南大門市場や東大門市場などの卸売業者に供給していたことが明らかになった。

ウォン氏は、また、ソウルの南大門市場などの卸売業者から注文を受けて南大門市場の商店街や近隣の駐車場、コーヒーショップなどで現金で直接取引を行い、城南市大通りの建物の地下に堂々と秘密製造工場を構え、警察の取締りから逃れてきた。

商標権特別司法警察隊のパン・ヒョンギ大將は、「ウォン氏が 10 ヶ月間南大門市場の卸売業者と持続的な取引を行い、約 38 万点を流通したということから、アクセサリー模倣品の流通規模が大きいことと判断されるため、卸売業者にまで捜査を拡大していく計画だ。」と述べ、「特に今回に検挙したウォン氏のようなニセモノの製造・流通業者の完全な根絶に捜査力を集中していきたい。」と強調した。

### 3-4 和解ムード高まる「発光ダイオード(LED)特許紛争」

電子新聞(2012. 11. 6)

発光ダイオード(LED)市場の覇権をめぐり、数年間、国内外で激しい特許訴訟を行ってきた LED 業界に最近、和解ムードが高まっている。景気低迷により市場の成長基調が鈍化したのも理由だが、次世代の照明市場を取り巻く利害関係者の思惑が複雑に絡み合った結果だと分析されている。

6日の業界のよると、近年、韓国の LED メーカーが海外の主要企業とクロス・ライセンスを結ぶ事例が増えているという。「イルジン LED」社は、最近、豊田合成と LED チップ特許についてクロス・ライセンス契約を締結した。豊田合成は、世界的にも優秀な LED 基幹技術の特許を保有しているメーカーだ。この会社が生産しているシリケートは、日亜の YAG、ドイツのオスラムの TAG とともに、世界 3 大の蛍光体だと評価されている。

サムソン電子と LG 電子は、オスラムと手を結んだ。両社は、それぞれ 8 月と 10 月にオスラムとクロス・ライセンスを締結した。また、韓国 LED メーカーの「ルメンス」社は、6 月にクロス・ライセンスを結び、オスラムの白色 LED 特許 95 件を導入した。

僅か 1 年前までは、こうした展開は期待できない状況であった。6 月、オスラムが特許訴訟を提起したことを受け、LG・サムソンが反訴したのがその代表的な例だ。両側は、お互いの製品を購入している顧客会社まで巻き込み、一歩も譲らない対立を続けていた。

その激しい攻防に終止符を打った理由は、長期間を要する訴訟で勝負を決めるよりは、市場のチャンスを見逃せないという思惑が背景にある。世界の LED 市場の軸足は今、照明にシフトしている。これまで成長をけん引してきた LCD バックライトユニット (BLU) の需要は頭打ちの状態なのに対し、照明は本格的な成長段階に差し掛かっている。

米コンサルタント会社「マッケンジー」によると、今年の LED 市場で 22% を占めていた LCD バックライトユニット (BLU) 市場の割合は、2016 年 3% に減少すると見込まれている。一方、照明市場の割合は、同期間 56% から 86% に急成長すると予想が出された。LED メーカーの関係者は、「特許攻防は、各社の営業に深刻な足かせになる。最近の和解ムードは、より大きな実益を得たいという狙いがあるからだ。」とコメントした。実際に、ソウル半導体は、日亜との長期間にわたる訴訟により、少なからぬ被害を受けた。技術力は広く示したものの、3 年間の裁判に 5000 万ドル以上を費やした。

訴訟を提起した方も状況は同じだ。拡大する市場で訴訟はネックになる。ソウル半導体やサムソン、LG、イルジンが海外の企業とクロス・ライセンスを締結出来たのは、資本と技術面で競争力を確保したから可能だったと分析されている。「ディスプレイバンク」のベ・フン主席研究員は、「日亜、クリ、豊田合成、フィリップス、オスラムは、世界 5 大の LED 基幹技術メーカーだ。本格的な事業拡大を念頭に、実益を狙って相互契約を結んでいるのだ。」と解釈した。

LED 照明は、今後の有望分野として挙げられている。昨年 65 億ドルから 2016 年 416 億と、年平均 45% の高成長が予想されている。

&lt;ユン・ゴンイル記者&gt;

## 3-5 SKT、LTE・WiFiの特許プールでパテント・トロールに対抗

デジタルタイムズ(2012.11.11)

グローバル移動通信キャリアが特許のメガコンペティション時代に備え、特許経営を積極的に展開するという方針を明らかにした。特許のロイヤルティ確保と技術のリーダーシップ強化という共同の目的を実現するため、次世代の通信特許プールの構築に乗り出すという。

看板の通信キャリアは、4世代(4G)「LTE 特許プール(Patent Pool)」の構築にとどまらず、「WiFi 特許プール」の構築に関する議論も始めた。3世代(3G)の特許プールである「WCDMA 特許プール」と「CDMA2000 特許プール」に続き、2010年議論が始まってから2年ぶりに4G「LTE 特許プール」が発足したのだ。特許プールは、特定の製品または、標準特許を保有した特許権者が共同で過去の技術中心の特許競争から、デザインを始めとする知的財産全般における競争に急シフトし、「特許プール」の存在感は日増しに高まっている状況だ。

通信キャリアとしては、保有特許を利用して安定的に収益を挙げ、独自では確保が難しい特許を比較的安く利用したいという利害関係が背景にあると分析されている。また、特許競争力も倍増させることが可能だ。特許プールへの参加は、技術・サービスの革新をもたらし、パテント・トロールの攻撃に共同で対応し、特許紛争に抜け駆けして対応するための多角的な布石だ。

韓国通信キャリアではSKテレコムのみが参加している「LTE 特許プール」は、AT&T、テレフォニカ、NTTドコモ、KDDI、テレコム・イタリア、クリアワイヤ、DTV Gライセンス(DIRECTVの子会社)の7社と、ZTE・HPなどの製造会社10社が創立メンバー(Founding Licensor)として参加している。LTE 特許プールに「特許権者」として参加したということは、相当な水準の特許競争力を備えていることを意味する。

SKテレコムは、国内の登録特許4667件、米国に255件、中国に125件など、多数の特許を海外に登録している。SKテレコム法務室のパク・ヨンジュ室長は、「LTE 特許プールの創立は、グローバル移動通信キャリア同士のLTE 特許障壁を無くし、共有と開放を通じて革新的なサービスと製品を発売するために協力しようというコンセンサスから始まった。」とその背景について説明した。

これとは別途に、約10社のグローバル通信キャリアは、「WiFi 特許プール」の構築も進めている。来年の上半期をメドに「WiFi 特許プール」構築に向けて協議を行っている状況だ。

&lt;キム・ウォンベ記者&gt;

## 3-6 悲壮なサムスン、「これ以上アップルとは…」

デジタルタイムズ(2012. 11. 15)

サムスン電子の申宗均(シン・ジョンギョン) IM(IT・モバイル) 担当社長がアップルと特許関連して交渉する意思がないことを明確にした。先日、台湾の HTC は、アップルとの特許ライセンスについて合意したが、サムスン電子は、決着がつくまでアップルとの訴訟を続けるとみられている。

14日に申社長は、ソウルのサムスン本社で記者団に対し、「HTC がアップルに 3000 億ウォンを支払うことを決めたのが本当かどうかは分からないが、我々には(交渉) 意思が全くない」と明確に発言した。これは、アップルのほうから和解を求めてくるか、特許訴訟で結論が出ない限り、訴訟を続けるという確固たる意思を表明したと解釈できる。

一部の外国メディアは、HTC とアップルが今後 10 年間続けてきた特許交渉にピリオドを打ったことを受け、特許訴訟の方向が激しい攻防戦から交渉へと、新たな局面に入ったのではないかという分析を出した。

しかし、申社長の発言から、サムソン電子は HTC とは違って強硬な姿勢を維持すると予想されている。外国メディアによると、アップルが HTC から受けるロイヤルティは、スマートフォン端末 1 台当たり 6~8 ドルだ。来年の HTC スマートフォン予想販売量を 3000 万から 3500 万台だと仮定して推算すると、年間 3000 億ウォン以上のロイヤルティを支払うことになる。

サムソン電子のスマートフォン販売量は、第 3 四半期だけで 5600 万台であり、これを HTC が支払うロイヤルティに換算すると、記録的な巨額にのぼる。サムソン電子がロイヤルティを支払うようになった場合、天井知らずに嵩んでいる訴訟費用よりも深刻な打撃になると予想されるため、アップルとの特許戦で真っ向勝負を挑むべきだという強硬論がサムソン内部で力を得ている。

申社長は、「第 4 四半期にもサムスン電子のスマートフォン販売量がアップルを上回るか」という質問に対し、「アップルの売れ行きは分からないが、サムスンの販売は好調だ。第 4 四半期も第 3 四半期には負けないと思う」と自信を表した。

<キム・ユジョン記者>

## デザイン(意匠)、商標動向

### 4-1 デジタルテレビ、デザインが競争力!

韓国特許庁(2012. 11. 12)

2012 年 12 月 31 日に予定されている地上波アナログテレビ放送からデジタルテレビ放送への完全移行を前に、デジタルテレビのデザイン出願が大幅に増加している。



韓国特許庁によると、デジタルテレビ関連デザインの出願現状を年度別に分析すると、2000年には11件に過ぎなかったのが2002年27件、2005年61件と2000年～2006年の間(6年間)に272件が出願され、年平均出願件数は45件となった。さらに、2010年73件、2011年104件、2012年9月末現在94件など、合計271件、年平均90件が出願され、この3年間大幅に増加しているという。

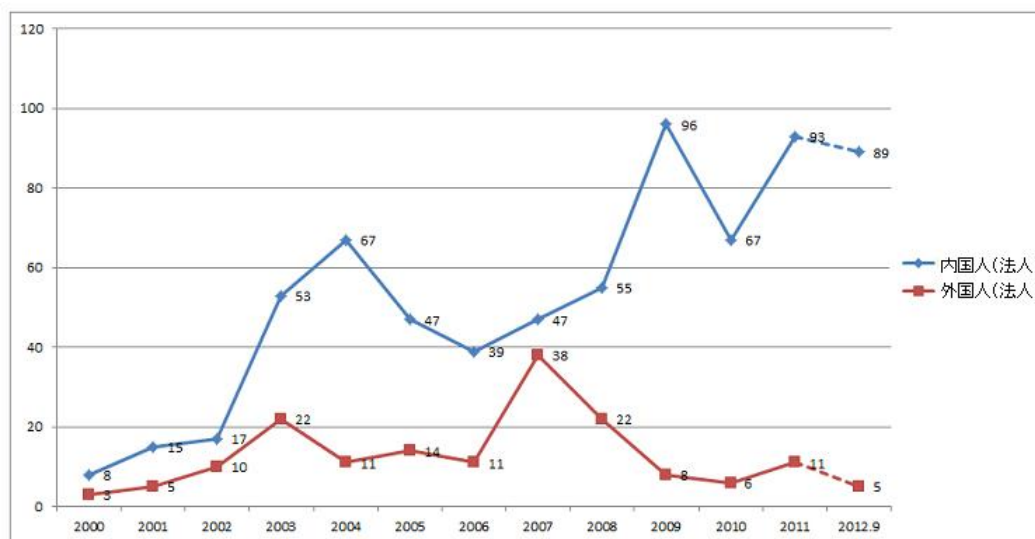
2000年～2012年9月末現在まで出願された859件を内・外国人(法人)で分析すると、内国人(法人)が693件(81.7%)、外国人(法人)が166件(18.3%)を出願し、内国人(法人)が外国人(法人)より活発に出願を行っていることが示された。

2009年以降、内国人(法人)によるデジタルテレビ関連のデザイン出願が急激に増加した理由は、2008年3月、アナログテレビからデジタルテレビへの完全移行を規定した「地上波テレビ放送のデジタル移行特別法」が制定されたため、今年末に予定されている完全移行を前に、「関連企業が代替需要を狙ってデザイン経営戦略を練り直しているためだ」と韓国特許庁は分析した。

デザイン2審査チームのソン・ビョンジュチーム長は、「デジタルテレビ関連のデザイン出願で競争優位を確保するためには、デジタルテレビの外見(全体的な形状及び形態)を中心としたデザイン出願をはじめ、2次元のグラフィックデザインも権利として保護できる画像デザイン制度を積極的に活用する必要がある。」と強調した。

\*画像デザイン制度の概要：パソコンのモニター、携帯電話端末、テレビなどの表示部に示されるグラフィック・ユーザー・インターフェース(GUI)、アイコン及びグラフィックイメージなどを該当物品別に部分デザインとして新規保護するために2003年に導入された。

<添付1> デジタルテレビの内・外国人(法人)別の出願状況(件)



## その他一般

### 5-1 テレビを見ながらスマートフォンを手を持つ理由は？

韓国特許庁(2012. 11. 1)

誰でも一度はテレビのリモコンが見つからず、もしくは、リモコンのバッテリーが切れたり、リモコンが故障したりして不便さを感じた経験があるはずだ。こうした不便さは、スマートフォンをリモコンの代わりに使えば、すぐ解決できる。一時は注目されなかった携帯電話のリモコン技術がスマートフォンの登場とともに再び注目され、関連特許も再評価されると見られている。

従来には家電機器ごとにリモコンが異なり、家庭では数本のリモコンを保有していたが、今や、テレビからパソコン、クーラーなどの家電機器をはじめ、自動車、カメラ、カラオケ端末も万能リモコンのようにスマートフォン一つでコントロール可能になっている。

韓国特許庁によると、携帯電話をリモコンとして使用する技術の特許は、1992年以降から今(2012年10月現在公開件数ベース)まで167件が出願されたという。

具体的には、携帯電話を万能リモコンのように使用する技術、サーバーにコントロールコードやリモコンのソフトウェアをダウンロードするための技術などが多くなっている。出願別には、大手企業が72件(43%)、中小企業が41件(24%)、大学及び研究機関が6件(4%)、個人が48件(29%)であり、大手企業だけでなく中小企業や個人も大きな関心を示していることがうかがえる。

年度別における出願件数は、2000年前まで13件、2001~2005年98件、2006~2010年51件と2000年代初め頃に出願が集中している。これは、韓国で移動通信産業が本格化した2000年代初めに携帯電話の応用サービスへの関心が高まり、携帯電話のリモコン技術の特許出願も積極的に行われたことを示している。

2000年代半ばから出願件数は減少したが、これは、携帯電話に具現されたリモコンの機能に限界があったためだ。携帯電話端末のキー配列がリモコンとして使用するには不便だということで、携帯電話のリモコン技術が普及できなかったのだ。

しかし、2010年以降からスマートフォン市場が急成長し、スマートフォンにおけるリモコン技術が再び注目を集めている。アプリケーションサービスの普及で、リモコンアプリケーションを手に入りやすくなったことに加え、タッチスクリーンをリモコンのキー配列と同様に具現できるようになり、便利に利用できるようになったためだ。

特に、スマートテレビの普及で、スマートフォンをテレビのリモコンとして利用する事例が急増している。スマートフォンのリモコンアプリケーションのダウンロード件数は、2012年10月現在、100万件以上[1]に達している。2000年代半ばから横ばい状態だった出願件数がスマートテレビの拡大により再び増加すると予想されている。

最近、出願されているスマートフォンのリモコン技術は、単純なコントロール機能にスマートフォンの様々な機能が融合されている。例えば、1 台のスマートフォンで隣のスマートフォンカメラをコントロールし、カメラリモコンのように使用できる技術や、スマートフォンの GPS 機能で位置に応じてコントロールしたい機器を自動に選択する技術などがある。

韓国特許庁ネットワーク審査チームのチェ・ボンムクチーム長は、「スマートフォンのリモコン機能は、スマートフォンに取り付けられているセンサー、GPS、カメラ、音声認識機能などと融合しよりスマート化すると見込まれており、スマートフォンのリモコン機能を応用した技術はこれからも出願が続くだろう。」と述べた。

## 5-2 「IT 協同研究センター事業」開始から 7 年間、特許登録件数 203 件

デジタルタイムズ(2012. 11. 15)

KT と SK テレコムが参加している「IT (情報技術) 協同研究センター事業」が開始されてから 7 年間で特許登録件数が 203 件に上ることが分かった。

韓国通信キャリア連合会 (KTOA) は、14 日にソウルで懇談会を行い、IT 協同研究センター事業の発足以来の成果について説明した。

IT 協同研究センターは、2004 年に KT と SK テレコムが地域 IT 産業の均衡ある発展を求めるため、両社がそれぞれ 500 億ウォン、計 1000 億ウォンを拠出して設立した IT 研究機関である。事業を管理している KTOA は、全国 6 校の大学でセンターを運営している。

同センターでは、地域 IT 企業の苦情受付・技術支援・事業環境の改善などの企業支援活動 1487 件、技術移転 86 件、技術商用化 131 件などの成果を出した。

同日の懇談会には、国会知識経済委員会の権恩嬉(クオン・ウンヒ)議員(セヌリ党)、KTOA の薛正善(ソル・ジョンソン)副会長、IT 協同研究センターの趙東浩(チョ・ドンホ)運営委員長(KAIST 教授)、慶北大学研究センターの徐大和(ソ・デファ)センター長などが出席し、IT 協同研究センターの今後の事業推進策について意見を交わした。

<カン・ヒジョン記者>

## 5-3 バッテリーは長持ちすべき - スマートフォン電力増幅技術

韓国特許庁(2012. 11. 15)

たとえ、1 泊 2 日で旅行に行く時、スマートフォンの補助バッテリーや充電器を持参しなくて済むなら、どれほど便利だろうか。

スマートフォンユーザーが抱く最大の不満は電池、「バッテリーの持ち時間が短すぎる」のではないかと。この問題を解決する技術として電力増幅器が注目され、特許出願も増加している。

韓国特許庁は、2000 年から 2011 年まで電力増幅器の特許出願は 289 件であり、2003

年のピーク後から続いてきた減少基調が、昨年から増加に転じたと発表した。

3G から 4G の LTE にスマートフォン通信環境がシフトし、大容量データの転送及びビデオ通話が普及したことで、スマートフォンバッテリーの持ち時間と電力増幅器の電力消費への関心が再び増加したためだと分析されている。

電力増幅器は、スマートフォン端末の出力端子に取り付けられており、高周波に変調された弱い信号を増幅させ、アンテナを通して基地局に送出する機能を持っている。

音声やデータ通信の利用が多いアプリケーションを起動すると、電力増幅器がスマートフォン電力消費の約 7 割を占めるため、電力増幅器の効率を高めれば、スマートフォンバッテリーの持ち時間を十分に延ばすことができる。

特許出願された電力増幅器の電力消費削減技術には、スリープモードで電力消費を最小限化するか、電力効率が良い増幅器を搭載する技術などが中心となっている。

出願動向をみると、大手企業が 107 件(37.0%)で最多であり、外国企業が 81 件(28%)、大学及び研究所が 60 件(20.8%)、中小企業が 37 件(12.8%)、個人が 4 件(1.5%)の順だ。

国内出願のなか、大手企業に続いて外国企業が全体の 28%を占めているということは、電力増幅器の効率改善への関心が高いことを示している。

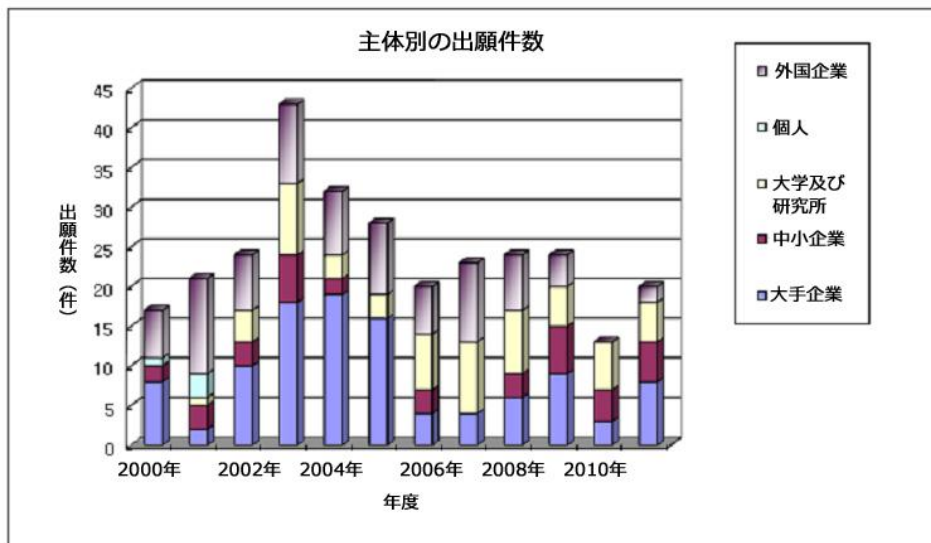
出願別では、LG が 53 件で最も多く、サムソンが 45 件、浦項工科大学が 14 件、ETRI とソウル大学がそれぞれ 11 件、クァルカムが 7 件だ。

これは、大手企業と大学及び公的研究機関で技術開発と特許出願が活発化していることを意味する。

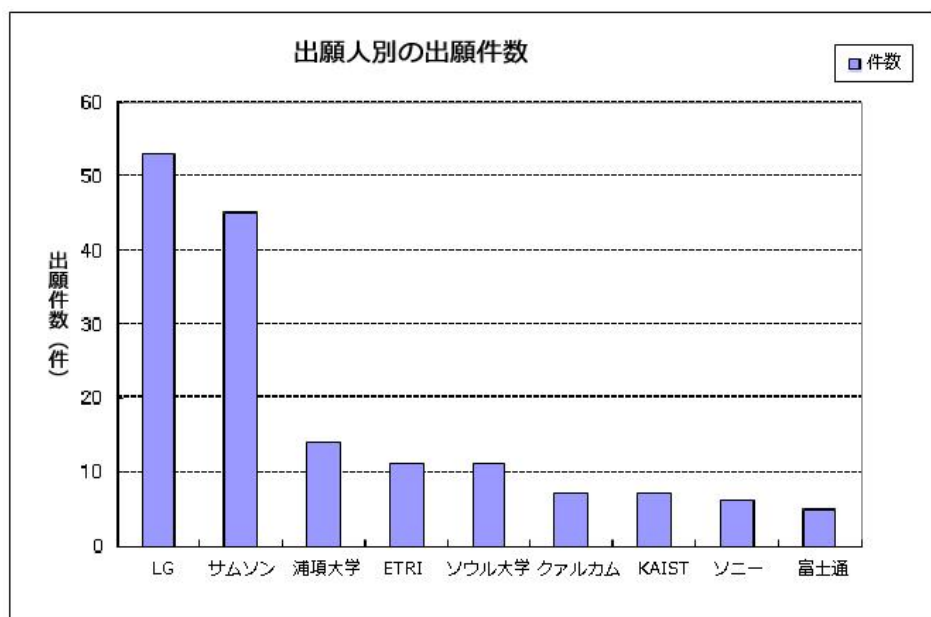
出願国別では、韓国 208 件(72.0%)、米国 58 件(20.1%)、日本 21 件(7.3%)、欧州 2 件(0.7%)と、伝統的に IT 大国である韓国の特許出願が圧倒的に多いことが示された。

韓国特許庁電子審査課のカン・ヘソン課長は、「スマートフォンの利用者が増え、バッテリーの持ち時間が短いことに対するユーザーの不満を最小限化するため、業界が持続的に技術開発を行っているだけに、電力増幅器の電力消費削減技術の特許出願は、今後とも続くと予想されている。」と述べた。

## <添付 1>電力増幅器の効率改善に関する年度別の出願動向



<添付 2> 電力増幅器の効率改善技術の出願人別の動向





過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム